電気用品安全法の技術基準の解釈別表第十二に提案する規格の概要

担当小委員会	第 59/61/116 小委員会
事務局	一般社団法人日本電機工業会 （原案作成：日本規格協会）

＜規格情報＞

規格番号（発行年）	JIS C 9335-2-53（2021）
対応国際規格番号（版）	IEC 60335-2-53（第 4 版(2011)+Amd.1(2017)）
規格タイトル	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-53 部：サウナ用電熱装置及び赤外線キャビンの個別要求事項
適用範囲に含まれる主な電気用品名	電気サウナバス及びサウナバス用電熱器
廃止する基準及び有効期間	J60335-2-53（H27）、有効期間 3 年間

＜審議中に問題となったこと＞

審議中に問題になった主な事項は，次のとおり。

a) **規格のタイトルと適用範囲**（箇条 **1**）　規格のタイトルは“サウナ用電熱装置及び赤外線キャビンの個別要求事項”だが、適用範囲を見ると“サウナ用電熱装置及び赤外線発生装置（以下，機器という。）の安全性について規定する。”となっている。“赤外線キャビン=infrared cabins”と“赤外線発生装置=infrared emitting units”は整合させたほうがよいのではないかという意見があったが、赤外線発生装置の場合には，JIS C 9335-2-27（光線による皮膚照射用装置の個別要求事項）と誤解を招く可能性があることから，利便性を考慮して前回の改正と同様に対応国際規格と同じにした。

b) **表示，及び取扱説明又は据付説明**（**7.12**）　サウナルーム又はキャビンに対する点検及び検査は，何を行うのかについて審議した。点検には，一般的に始動前点検などがあるが，製造業者等が独自に決めて行っているため，明確にできない。対応国際規格と同様に，この規格では，点検及び検査が必要であることだけを規定し，点検及び検査の内容については，規定しないことにした。

c) **構造**（**22.51**）　“予約モード設定をもつ制御装置は，組立式サウナに固定しなければならない。”において，組立式サウナは埋込式と据置式（一体形）とがあり，埋込式の場合，設置環境によって，組立式サウナ本体に固定されない場合がある。そのため，“一体形の組立式サウナ”に限定できないか審議した。制御装置の固定位置は明確に言及されていないため，“予約モード設定をもつ制御装置は，固定式でなければならない。”とすることにした。また，“アクティブモードは，組立式サウナ内に視覚的表示をしなければならず，また，外側から目視できなければならない。”において，サウナ内から運転状態を識別できないものも市場にあるようだが，対応国際規格の IEC/TC61 改正審議コメントを確認し，サウナ内からの識別要求による結果であり，そのままと対応国際規格と同様に要求することにした。また，“アクティブモード”は，“運転中”と訳した。

電気用品安全法の技術基準の解釈別表第十二に提案する規格の概要

＜主な国際規格との差異の概要とその理由＞

現在の別表第十二に採用されている技術基準とは相違する主なデビエーション。

項目番号	概　要	理　由
6.2	機器の分類は，次による。 － サウナルーム内に取り付けるように意図した機器，サウナ用電熱器，制御装置，保護装置及び制御盤は，IPX4 以上 （下線部追加）	サウナルーム内に取り付けるサウナ用電熱器の IP コード分類要求が不明瞭であり，必要であるため追加した。
22.51	予約モード設定をもつ制御装置は，組立式サウナに固定しなければならない。ただし，組立式サウナが建物などに埋め込まれる場合は，設定が行える場所に固定してもよい。運転中は，組立式サウナ内に視覚的表示をしなければならず，また，外側から目視できなければならない。 （下線部追加）	組立式サウナには，埋込式と据置式とがあり，埋込式の場合，設置環境によって，組立式サウナに固定できないため，その場合の取り扱いを明確にした

＜主な改正点＞

主な改正点は，次のとおり。

a) **用語及び定義**（**3.108**）　予約モード（time pre-selection）の定義を新たに追加した。

b) **構造**（**22.51**）予約モード設定をもつ制御装置は，固定式でなければならないことを追加した。

c) **構造**（**22.108**）遠隔操作用待機モード設定をもつ組立式サウナのドアへの要求を、予約モードも適用するようにした。

d) **部品**（**24.102**）　サウナルーム内に取り付ける制御装置及び保護装置並びに組立式サウナの照明器具の絶縁物は，旧規格では箇条 11 の試験中に測定した最高温度若しくは 125℃のいずれか高い方での使用に適さなければならないとしていたが、箇条 11 の最高温度のみの使用に適することにした。

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-53:2021　規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-53 部：サウナ用電熱装置及び赤外線キャビンの個別要求事項

＜技術基準省令への整合性＞

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 二 条 第 1 項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	箇条 4	箇条 4　一般要求事項（JIS C 9335-1（以下，第 1 部）の箇条 4 による。）	
第 二 条 第 2 項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、 動作が円滑であるものとする。	■該当 □非該当	箇条 22 22.33 22.51 22.101 22.104 22.105	箇条 22　構造（第 1 部の箇条 22 による。） 22.33　機器の構造は，工具を用いなければ外すことができないように固定しなければならない。 22.51　予約モード設定をもつ制御装置は，固定式でなければならない。 22.101　壁取付け用のサウナ用電熱器は，給水本管の接続から独立して，壁に確実に固定することができる構造でなければならない。 22.104　機器は，容器を満たすために十分なサウナストーンと一緒に供給しなければならない。 22.105　複数のサウナ用電熱器で構成するサウナ用電熱装置は，サウナ用電熱器を互いに近接するように設置できる構造とし，かつ，共通の制御装置及び保護装置によって制御できなければならない。 複数の赤外線発生器で構成する赤外線発生装置は，赤外線発生器を互いに近接するように設置できる構造とし，かつ，共通の制御装置及び保護装置によって	

				箇条25 25.1	制御できなければならない。 箇条25　電源接続及び外部可とうコード 25.1　この要求事項は，組立式サウナだけに適用する。 機器用インレットを用いてはならない。	
第三条 第1項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	箇条19 箇条22 22.105 22.107 22.108	箇条19　異常運転（第1部の箇条19による。） 箇条22　構造 22.105　複数のサウナ用電熱器で構成するサウナ用電熱装置は，サウナ用電熱器を互いに近接するように設置できる構造とし，かつ，共通の制御装置及び保護装置によって制御できなければならない。 複数の赤外線発生器で構成する赤外線発生装置は，赤外線発生器を互いに近接するように設置できる構造とし，かつ，共通の制御装置及び保護装置によって制御できなければならない。 22.107　自動温度調節器及び温度過昇防止装置の接点及び感知素子は，互いに独立して作動しなければならない。また，同一の接点を制御してはならない。 22.108　遠隔操作用待機モード設定をもつ組立式サウナのドアは，遠隔操作用待機モード設定中にサウナルームのドアを開けたとき，遠隔操作用待機モードが解除するようなインタロックを設置しなければならない。 遠隔操作用待機モード設定をもつサウナ用電熱装置は，遠隔操作用待機モード設定中にサウナ用電熱装	

				24.101	置を設置するサウナルームのドアを開けたとき，遠隔操作用待機モードが解除するようなインタロックをもっていなければならない。 24.101　温度過昇防止装置は，非自己復帰形のものであって，かつ，サウナ用電熱器の全ての電熱素子を遮断しなければならない。	
第三条第2項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	■該当 □非該当	箇条7 7.1	箇条7　表示，及び取扱説明又は据付説明 7.1　埋込形以外のサウナ用電熱器及び赤外線発生器は，IEC 60417の記号5641（2002-10）とISO 3864-1の禁止記号（色を除く。）とを組み合わせた記号又は次の趣旨の警告を表示しなければならない。 “**警告**　覆わない。” 組立式サウナ又は組立式赤外線キャビンの壁の内側の，サウナ用電熱器又は赤外線発生器の近傍に，次の趣旨の警告を表示しなければならない。 “**警告**　サウナ用電熱器（又は赤外線発生器）を覆うことは，火災の危険が伴う。” サウナ用電熱器は，次の趣旨の警告を表示しなければならない。ただし，容器にサウナストーンを入れないで試験したとき，箇条11の要求事項に適合するサウナ用電熱器を除く。 “**警告**　不適切に充填したサウナストーンは，火災による損失の危険が伴う。” IPX2及びIPX3のサウナ用電熱器は，次の趣旨の警告を表示したラベルを同こん（梱）しなければならな	

				7.12.1	い。ただし，組立式サウナの場合は，次の趣旨の警告をサウナ用電熱器の近傍の見やすい位置に表示しなければならない。 “**警告**　サウナ用電熱器に直接水をかけてはならない” 7.12.1　くぼんだ場所に設置することを意図したサウナ用電熱器の据付説明書には，くぼみ部への適切な設置の詳細を記載し，かつ，サウナ用電熱器の最上部に可燃物を置くことを防止する手段を，サウナ用電熱器の上方の風洞内に設置する必要があることを記載しなければならない。	
第四条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	■該当 □非該当	箇条 19 箇条 24 箇条 25 25.14 箇条 28	箇条 19　異常運転（第 1 部の 19.11（電子回路の故障），19.12（ヒューズの特性）による。） 箇条 24　部品（第 1 部の 24.1.4（自動制御装置の耐久性），24.1.8（温度ヒューズの規定）による。） 箇条 25　電源接続及び外部可とうコード 25.14　電源コードの折り曲げ耐久（第 1 部の 25.14 による。） 箇条 28　ねじ及び接続（第 1 部の箇条 28 による。）	
第五条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	■該当 □非該当	箇条 1 箇条 6 6.1	箇条 1　適用範囲 この規格では，住居の中及び周囲で，機器に起因して全ての人が遭遇する共通的な危険性を可能な限り取り扱う。 箇条 6　分類 6.1　機器は，感電に対する保護に関して，クラス 0I，	

					クラス I，クラス II 又はクラス III のいずれかでなければならない。	
				6.2	6.2　機器の分類は，次による。 －　サウナルーム内に取り付けるように意図した機器，サウナ用電熱器，制御装置，保護装置及び制御盤は，IPX4 以上 －　組立式サウナの室内にある電気部品は，IPX4 以上 －　キャビン内に取り付けるように意図した赤外線発生器，制御装置及び保護装置は，IPX2 以上 －　サウナ用電熱装置とともにキャビン内に取り付けるように意図した赤外線発生器，制御装置及び保護装置は，IPX4 以上 なお，“サウナ用電熱器に直接水をかけてはならない”旨の警告ラベルを使用者が見やすい箇所に表示してあるサウナ用電熱装置及びサウナ用電熱器は，IPX2 以上を適用する。	
				箇条 7 7.12	箇条 7　表示，及び取扱説明又は据付説明 7.12　取扱説明（第 1 部の 7.12 によるほか，次による。） 赤外線発生器の取扱説明書には，次の内容を含めなければならない。 －　心臓血管疾患を患う人のような高体温に対するリスクをもつ人は，赤外線加温キャビンを使用する前に医師に相談することが望ましい。	

				箇条22 22.102	ー　熱痛覚不全を患う人，又はアルコール若しくは精神安定剤の影響下にある人は，赤外線加温キャビンを使用しないことが望ましい。 箇条22　構造 22.102　IPX4 以上のサウナ用電熱器の電源の配線ボックスには，直径が5 mm 以上又は幅が3 mm 以上で面積が20 mm^{2}以上の排水用の穴を設けなければならない。	
第六条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	■該当 □非該当	箇条22 22.39 22.109 箇条24 24.102	箇条22　構造 22.39　赤外線発生器の電熱ランプのためのランプホルダの絶縁部品は，セラミック製でなければならない。 22.109　ガラス製，セラミック製又は類似の材料製のパネルが可触部分であって，それが充電部に直接接触する場合，そのパネルは熱衝撃に耐えなければならない。 箇条24　部品（第1部の箇条24による。） 24.102　サウナルーム内に取り付ける制御装置及び保護装置並びに組立式サウナの照明器具の絶縁物は，箇条11の試験中に測定した最高温度での使用に適さなければならない。 キャビン内に取り付ける制御装置及び保護装置並びに組立式赤外線キャビンの照明器具の絶縁物は，箇条11の試験中に測定した最高温度での使用に適さなければならない。	

				箇条 25 25.7 箇条 29 29.2	箇条 25　電源接続及び外部可とうコード 25.7　湿気のある場所で使用する機器の電源コードは，ポリクロロプレン被覆で，かつ，ヘビークロロプレン可とうケーブル（コード分類 60245 IEC 66）と同等以上の特性でなければならない。 箇条 29　空間距離，沿面距離及び固体絶縁 29.2　加湿器を内蔵する機器であって，絶縁物が機器の通常使用中，汚染されないように包囲又は設置していない場合は，ミクロ環境は汚損度 3 を適用する。	
第七条第 1 項	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一　危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。	■該当 □非該当	箇条 8 箇条 13 13.3 箇条 16 16.3 箇条 22 22.5 22.109 箇条 23 箇条 27	箇条 8　充電部への接近に対する保護（第 1 部の箇条 8 による。） 箇条 13　動作温度での漏えい電流及び耐電圧 13.3　耐電圧（第 1 部の 13.3 による。） 箇条 16　漏えい電流及び耐電圧 16.3　耐湿後の耐電圧（第 1 部の 16.3 による。） 箇条 22　構造 22.5　コンデンサの残留電荷による感電危険の防止（第 1 部の 22.5 による。） 22.109　ガラス製，セラミック製又は類似の材料製のパネルが可触部分であって，それが充電部に直接接触する場合，そのパネルは熱衝撃に耐えなければならない。 箇条 23　内部配線（第 1 部の箇条 23 による。） 箇条 27　接地接続の手段（第 1 部の箇条 27 による。）	
第七条	感電に対する保	二　接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑	■該当	箇条 13	箇条 13　動作温度での漏えい電流及び耐電圧	

第2項	護	制されていること。	□非該当	13.2 箇条16 16.2	13.2　動作温度での漏えい電流（第1部の13.2による。） 箇条16　漏えい電流及び耐電圧 16.2　耐湿後の漏えい電流（第1部の16.2による。）	
第八条	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	■該当 □非該当	箇条11 箇条14 箇条15 箇条22 22.7 箇条26 箇条29	箇条11　温度上昇（第1部の箇条11による。） 箇条14　過渡過電圧（第1部の箇条14による。） 箇条15　耐湿性等（第1部の箇条15による。） 箇条22　構造 22.7　蒸気発生装置から蒸気を放出する場合は，電気的絶縁に影響を与えてはならない。 箇条26　外部導体用端子（第1部の箇条26による。） 箇条29　空間距離，沿面距離及び固体絶縁（第1部の箇条29による。）	
第九条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	箇条7 箇条11 箇条17 箇条19 19.101 19.102	箇条7　表示，及び取扱説明又は据付説明 箇条11　温度上昇（第1部の箇条11による。） 箇条 17　変圧器及びその関連回路の過負荷保護（第1部の箇条17による。） 箇条19　異常運転（第1部の箇条19による。） 19.101　ウールのブランケットをサウナ用電熱器の全面全体にたれ下げるように置く異常試験時に，ブランケットの下にあるサウナ用電熱器の表面の温度上昇は，180Kを超えてはならない。 19.102　くぼんだ場所に設置することを意図したサウナルームの壁に排気口をもつサウナ用電熱器の排気口を覆う異常試験時に，帯片の温度上昇が150Kを	

				19.103 19.104 箇条 30	超えてはならない。 19.103　赤外線発生器の防火用ついたて又は加熱面の中央部に木綿フランネル片を置く試験時に，フランネルは，試験開始から 10 秒以内にくすぶり又は着火してはならない。 19.104　サウナ用電熱器又は赤外線発生装置は，サウナルーム又はキャビンの可燃性材料が損傷するような過度のふく射熱を発生してはならない。 箇条 30　耐熱性及び耐火性（第 1 部の箇条 30 による。）	
第十条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	箇条 11 箇条 22 22.7 22.33 箇条 32 32.101	箇条 11　温度上昇（第 1 部の箇条 11 による。） 箇条 22　構造 22.7　蒸気発生装置から蒸気を放出する場合は，使用者を危険にさらすことがあってはならない。 22.33　機器の構造は，蒸気又は温水出口との直接接触を防ぐものでなければならない。 箇条 32.　放射線，毒性その他これに類する危険性 32.101　組立式赤外線キャビン内の赤外線発生器は，危険な量のふく射を放出してはならない。	
第十一条第1項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自体が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	箇条 20 箇条 21 21.101	箇条 20　安定性及び機械的危険（第 1 部の箇条 20 による。） 箇条 21　機械的強度 21.102　サウナ用電熱器及び赤外線発生器の天井取付け用懸架手段は，十分な強度をもたなければならない。	

				箇条 22 22.14 22.101	箇条 22　構造 22.14　（第 1 部の 22.14 による。） 22.101　壁取付け用のサウナ用電熱器の固定手段は，十分な機械的強度をもっていなければならない。	
第十一条第2項	機械的危険源による危害の防止	２　電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	箇条 21 21.101 箇条 22 22.11	箇条 21　機械的強度（第 1 部の箇条 21 による。） 21.101　防火用ついたては，十分な強度をもっていなければならない。 箇条 22　構造 22.11　充電部，湿気又は運動部への接触に対する保護のための着脱できない部分（第 1 部の 22.11 による。）	
第十二条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	箇条 19 19.13 箇条 22 22.22 22.23 22.41 箇条 31 箇条 32	箇条 19　異常運転 19.13　異常試験の判定（第 1 部の 19.13 による。） 箇条 22　構造 22.22　アスベスト使用の禁止（第 1 部の 22.22 による。） 22.23　ポリ塩化ビフェニル（PCB）を含んだ油の使用禁止（第 1 部の 22.23 による。） 22.41　ランプを除き，水銀を含む部品の禁止（第 1 部の 22.41 による。） 箇条 31　耐腐食性（第 1 部の箇条 31 による。） 箇条 32　放射線，毒性その他これに類する危険性（第 1 部の箇条 32 による。）	
第十三条	電気用品から発せられる電磁波	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているもの	■該当 □非該当	箇条 32	箇条 32　放射線，毒性その他これに類する危険性（第 1 部の箇条 32 による。）	

	による危害の防止	とする。		32.101	32.101　組立式赤外線キャビン内の赤外線発生器は，危険な量のふく射を放出してはならない。	
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	■該当 □非該当	箇条 19 19.7 箇条 22 22.49～22.51 22.103 22.108 箇条 30 30.2.3	箇条 19　異常運転 19.7　（第 1 部の 19.7　モータ拘束試験による。） 箇条 22　構造 22.49～22.51　遠隔操作に対する規定（第 1 部の 22.49～22.51 による。） 22.103　公衆サウナに設置しない機器は，タイマを備えていなければならない。そのタイマの運転時間は 6 時間以下であって，かつ，自動的な再スタートができてはならない。 22.108　遠隔操作用待機モード設定をもつ組立式サウナのドアは，遠隔操作用待機モード設定中にサウナルームのドアを開けたとき，遠隔操作用待機モードが解除するようなインタロックを設置しなければならない。 遠隔操作用待機モード設定をもつサウナ用電熱装置は，遠隔操作用待機モード設定中にサウナ用電熱装置を設置するサウナルームのドアを開けたとき，遠隔操作用待機モードが解除するようなインタロックをもっていなければならない。 箇条 30　耐熱性及び耐火性 30.2.3　人の注意が行き届かない状態で動作する機器の耐火性試験（第 1 部の 30.2.3 による。）	
第十五	始動、再始動及	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼ	■該当	箇条 19	箇条 19　異常運転（第 1 部の箇条 19 による。）	

条第1項	び停止による危害の防止	し、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	□非該当			
第十五条第2項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	箇条20 20.2 箇条22 22.10 22.103 箇条24 24.101	箇条20　安定性及び機械的危険 20.2　機器的危険（第1部の20.2による。） 箇条22　構造 22.10　非自己復帰形制御装置の復帰ボタンに関する規定（第1部の22.10による。） 22.103　公衆サウナに設置しない機器のタイマの運転時間は6時間以下であって，かつ，自動的な再スタートができてはならない。 箇条24　部品 24.101　温度過昇防止装置は，非自己復帰形のものであって，かつ，サウナ用電熱器の全ての電熱素子を遮断しなければならない。	
第十五条第3項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	□該当 ■非該当	－	－	急停止が危険にならない機器
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	■該当 □非該当	箇条10 箇条17 箇条19 19.12 箇条25	箇条10　入力及び電流（第1部の箇条10による。） 箇条17　変圧器及びその関連回路の過負荷保護（第1部の箇条17による。） 箇条19　異常運転 19.12　ヒューズの特性（第1部の19.12による。） 箇条25　電源接続及び外部可とうコード（第1部の箇条25による。）	
第十七	電磁的妨害に対	電気用品は、電気的、磁気的又は電磁的妨害によ	■該当	箇条19	箇条19　異常運転	

条	する耐性	り、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	□非該当	19.11.4	19.11.4　イミュニティ試験（第1部の19.11.4による。）	
第十八条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	■該当 □非該当	－	この規格では規定しない。	家電機器に対する雑音の強さは，J55014 等の別規格で規定されている。
第十九条	表示等（一般）	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	■該当 □非該当	箇条7 7.14	箇条7　表示（第1部の箇条7による。） 7.14　表示の消えにくさ（第1部の7.14によるほか，次による。） サウナルーム又はキャビンの可燃性材料との距離の表示は，カバーを外すことなく，サウナ用電熱器又は赤外線発生器の外部から明確に視認できなければならない。 火災及び感電の危険に関する警告は，サウナ用電熱器又は赤外線発生器を設置した後に明確に視認でき，かつ，文字の高さは次の値以上とする。 －　表題は，5 mm －　その他の文字は，3 mm	
第二十条第1項	表示（長期使用製品安全表示制度による表示）	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。 一　扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限り、毛髪乾燥 機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。）　機器	□該当 ■非該当	－	－	長期使用製品安全表示制度については，省令で明確に規定されているため，整合規格は不要。

		本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ)　製造年 (ロ)　設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。） (ハ)　設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨				
第二十条第2項	表示（長期使用製品安全表示制度による表示）	二　電気冷房機（産業用のものを除く。）　機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ)　製造年 (ロ)　設計上の標準使用期間 (ハ)　設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨	□該当 ■非該当	－	－	同上
第二十条第3項	表示（長期使用製品安全表示制度による表示）	三　電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体 となっているものに限り、産業用のものを除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示	□該当 ■非該当	－	－	同上

		すること。 (イ)　製造年 (ロ)　設計上の標準使用期間 (ハ)　設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨				
第二十条第4項	表示（長期使用製品安全表示制度による表示）	四　テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用のものを除く。）　機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ)　製造年 (ロ)　設計上の標準使用期間 (ハ)　設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨	□該当 ■非該当	－	－	同上